

青森県報

第二千八百六十七号

平成十九年
十二月七日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (団体経営課) …… 一

告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (健康福祉課) …… 二

右 同 () …… 二

右 同 () …… 三

右 同 () …… 三

右 同 () …… 四

生活保護法による指定介護機関の休止の届出 () …… 四

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正 (水産振興課) …… 四

道路の区域の変更 (道路課) …… 五

道路の供用の開始 () …… 五

公 告 () …… 五

大規模小売店舗の変更の届出の取下げ (経営支援課) …… 六

開発行為に関する工事の完了 (建築住宅課) …… 六

建設業者の許可の取消し () …… 六

右 同 () …… 六

右 同 () …… 七

海区漁業調整委員会

青森県海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程 (事務局) …… 七

右 同 () …… 七

青森県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程 () …… 八

正 誤

平成十九年十一月三十日号外第九十一号条例中 (人事課) …… 八

規 則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百三十三号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年三月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「年 〇・五五パーセント」を「年 〇・四パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十九年十一月十九日以後において貸付けのなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第八百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者				
	株式会社 ムスン	株式会社 ムスン	株式会社 ムスン	株式会社 ムスン	株式会社 ムスン
主たる事務所の所在地	東京都港区六本木六丁目一〇の六 六本木ヒルズ森タワー				
居宅介護の種類	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
名 称	居宅介護事業所				
	株式会社 ムスンむつ ケアセンタ	株式会社 ムスンむつ ケアセンタ	株式会社 ムスンむつ ケアセンタ	株式会社 ムスンむつ ケアセンタ	株式会社 ムスンむつ ケアセンタ
所 在 地	むつ市中央一丁目六の五	むつ市中央一丁目六の五	むつ市中央一丁目六の五	むつ市中央一丁目六の五	むつ市中央一丁目六の五
廃止年月日	平成一九二・一				

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
訪問介護	訪問看護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	福祉用具貸与	〃
株式会社 ムスンむつ ケアセンタ	株式会社 ムスンむつ ケアセンタ	株式会社 ムスンむつ ケアセンタ	株式会社 ムスンむつ ケアセンタ	株式会社 ムスンむつ ケアセンタ	株式会社 ムスンむつ ケアセンタ	株式会社 ムスンむつ ケアセンタ	株式会社 ムスンむつ ケアセンタ
上北郡野辺地八丁	上北郡野辺地八丁	上北郡野辺地八丁	上北郡野辺地八丁	上北郡野辺地八丁	上北郡野辺地八丁	上北郡野辺地八丁	上北郡野辺地八丁
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第八百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十二月七日

介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所	名 称	所 在 地	廃止年月日
	株式会社コムスン	東京都港区六本木一丁目六番六ビルズ森タワー1	介護予防 訪問看護	株式会社コムスン訪問看護センター	八戸市長苗代二丁目二〇の一 オフェイス長苗代2C	八戸市是川三丁目二の三	平成一九・二・一
	"	"	介護予防 訪問看護	株式会社コムスン訪問看護センター	八戸市長苗代二丁目二〇の一 オフェイス長苗代2C	八戸市是川三丁目二の三	"
	"	"	介護予防 訪問看護	株式会社コムスン訪問看護センター	八戸市長苗代二丁目二〇の一 オフェイス長苗代2C	八戸市是川三丁目二の三	"
	"	"	介護予防 訪問看護	株式会社コムスン訪問看護センター	八戸市長苗代二丁目二〇の一 オフェイス長苗代2C	八戸市是川三丁目二の三	"
	"	"	介護予防 訪問看護	株式会社コムスン訪問看護センター	八戸市長苗代二丁目二〇の一 オフェイス長苗代2C	八戸市是川三丁目二の三	"
	"	"	介護予防 訪問看護	株式会社コムスン訪問看護センター	八戸市長苗代二丁目二〇の一 オフェイス長苗代2C	八戸市是川三丁目二の三	"
	"	"	介護予防 訪問看護	株式会社コムスン訪問看護センター	八戸市長苗代二丁目二〇の一 オフェイス長苗代2C	八戸市是川三丁目二の三	"
	"	"	介護予防 訪問看護	株式会社コムスン訪問看護センター	八戸市長苗代二丁目二〇の一 オフェイス長苗代2C	八戸市是川三丁目二の三	"

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十二月七日

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所 在 地	廃止年月日
	株式会社コムスン	東京都港区六本木一丁目六番六ビルズ森タワー1	株式会社コムスン青森福祉用具センター	株式会社コムスン青森福祉用具センター	五所川原市田町二二の二	平成一九・二・一
	"	"	株式会社コムスン青森福祉用具センター	株式会社コムスン青森福祉用具センター	弘前市大字稲田二丁目三の六	"
	"	"	株式会社コムスン青森福祉用具センター	株式会社コムスン青森福祉用具センター	三戸郡三戸町大字八日町四三	"
	"	"	株式会社コムスン青森福祉用具センター	株式会社コムスン青森福祉用具センター	十和田市東二十二番町一五の三五	"
	"	"	株式会社コムスン青森福祉用具センター	株式会社コムスン青森福祉用具センター	八戸市類家四丁目八の一	"

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	名 称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所	名 称	所 在 地	廃止年月日
	株式会社コムスン	東京都港区六本木一丁目六番六ビルズ森タワー1	株式会社コムスン青森福祉用具センター	株式会社コムスン青森福祉用具センター	八戸市是川三丁目二の三	平成一九・二・一

青森県告示第八百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業者	名称	住所	廃止年月日
株式会社コムスン	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇の六本木ヒルズ森タワー	平成一九・二・一
特定介護予防福祉用具販売事業所	名称	住所	廃止年月日
株式会社コムスン青森福祉用具センター	株式会社コムスン青森福祉用具センター	八戸市是川三丁目二の三	平成一九・二・一

青森県告示第八百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	住所	休止年月日
株式会社とわだサクライフ企画	株式会社とわだサクライフ企画	十和田市大字奥瀬字立石二〇二の一	平成一九・七・一
居宅介護支援事業所	名称	住所	休止年月日
和支	和支	十和田市大字奥瀬字立石二〇二の一	平成一九・七・一

青森県告示第八百二十五号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表脇野沢村区域の項の次に次のように加える。

川内町区域 川内町漁業協同組合の地区	1 ぼたてけた網漁業
むつ市第一区域 むつ市漁業協同組合の地区のうち、大字奥内及び大字中野沢の区域	1 ぼたてけた網漁業
むつ市第二区域 むつ市漁業協同組合の地区のうち、むつ市第一区域以外の区域	1 ぼたてけた網漁業

二の表平内町第二区域の項の次に次のように加える。

後潟区域 後潟漁業協同組合の地区	1 小型定置漁業 2 底建網漁業 3 ぼたてけた網漁業
---------------------	-----------------------------------

二の表竜飛区域の項を次のように改める。

竜飛区域 竜飛漁業協同組合の地区	1 総トン数十トン未満の漁船により行ういかつり漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業及び総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業とこれい刺網漁業を併せ営む漁業 4 小型定置漁業 5 底建網漁業
---------------------	---

二の表鱒ヶ沢区域の項の次に次のように加える。

赤石水産区域 赤石水産漁業協同組合の地区	1 底建網漁業
-------------------------	---------

三を削る。

青森県告示第八百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

平成十九年十二月七日

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年一月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の区間		変更の前後		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後			
1	県道	赤川下北停車場線	むつ市下北町九〇の一から	むつ市下北町九〇の一まで	二七・九〇メートル	二七・九〇メートル	三〇・五〇メートル		
2	県道	下北停車場線	むつ市下北町九〇の三から	むつ市下北町八の五まで	二〇・〇〇メートル	二〇・〇〇メートル	一四・〇〇メートル		
3	県道	夏泊公園線	東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二の三六から	東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二の二九まで	三八・〇〇メートル	三八・〇〇メートル	二六九・〇〇メートル		
4	県道	青森田代十和田線	十和田市大字法量字川口下二の一から	十和田市大字三本木字佐井幅一五一の三まで	四七・五〇メートル	四七・五〇メートル	三、六〇三・〇〇メートル		
			十和田市大字法量字松ノ香一七の二から	十和田市大字奥瀬字大堀平一六三の三まで	一六・三〇メートル	一六・三〇メートル	六九一・〇〇メートル		

青森県告示第八百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年一月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	の供用開始日
国道 三三三九号	五所川原市大字幾世森二五の三から 五所川原市大字川山字千本一一三一まで	平成一九・三・二四
国道 三三八号	むつ市桜木町二七の一から むつ市桜木町九〇の一四まで	一九・三・二七

県道 妙堂崎五所川原線	つがる市柏桑野木田八幡一九七から つがる市柏桑野木田八幡一九三まで	一九・三・二五
県道 弘前柏線	つがる市柏桑野木田米津九九の二から つがる市柏桑野木田八幡二九七まで	"
県道 青森田代十和田線	十和田市大字法量字川口下二の一から 十和田市大字奥瀬字大堀平一六三の三まで	一九・三・二九

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の取下げ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出をした次の者から平成十九年十一月二十日付けで当該届出の取下げがあった。

平成十九年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンワドー青森中央二号館
青森市青葉三丁目五の六
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
オリックス不動産株式会社
東京都港区浜松町二丁目四の一
代表取締役 西名弘明
変更届出年月日
平成十九年七月二十四日
- 三

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称 十和田市東二十一番町一六の二四及び一六の二二八から一六の二二八八まで	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 十和田市東二十三番町の一 株式会社 不動産センター十和田
--	---

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社陸奥電気通信工業
 - 二 代表者の氏名 赤垣 義憲
 - 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字タラノ木一六の三
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一七一六号
 - 五 取消年月日 平成十九年十一月十四日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成十九年十月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成十九年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社杜和技研

二 代表者の氏名 新山 政知

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字大落瀬字佐野谷地一〇三の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一六七二二号

五 取消年月日 平成十九年十一月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社中建工業

二 代表者の氏名 中川原 忠治

三 主たる営業所の所在地 三沢市南町二丁目三一の三五八二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一〇〇九八号

五 取消年月日 平成十九年十一月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十月五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第四号

青森県海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十九年十二月七日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 川 口 克 忠

青森県海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

青森県海区漁業調整委員会に係る申請、届出その他の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)、青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年十月青森県条例第六十五号)その他の法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))をいう。(又は条例等に定めるもののほか、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十九年十月青森県規則第九十三号)の規定の例による。

附 則

この規程は、平成十九年十二月十日から施行する。

青森県西部海区漁業調整委員会公示第四号

青森県海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十九年十二月七日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 船 橋 正 良

青森県海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

青森県海区漁業調整委員会に係る申請、届出その他の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことについては、行

政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号）その他の法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）又は条例等に定めるもののほか、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十月青森県規則第九十三号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成十九年十二月十日から施行する。

青森県内水面漁場管理委員会公示第五号

青森県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十九年十二月七日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 沼 邊 武 志

正

誤

青森県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

青森県内水面漁場管理委員会に係る申請、届出その他の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号）その他の法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）又は条例等に定めるもののほか、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十月青森県規則第九十三号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成十九年十二月十日から施行する。

人 事 課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペ ー ジ	段	行	誤		
平成十九年十二月七日 号外第九一〇号	条 例	第八〇号	五	全	表			
						1 級	2 級	3 級
						給料月額	給料月額	給料月額
						円	円	円
						135,600	185,800	222,900
						136,700	187,600	224,800
						1 級	2 級	3 級
						給料月額	給料月額	給料月額
						円	円	円
						135,600	185,800	222,900
						136,700	187,600	224,800
						正		

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県 (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭